

資料2

令和8年度「介護の仕事」魅力発信事業
業務委託

委託仕様書

令和8年5月

岩手県

令和8年度「介護の仕事」魅力発信事業業務委託 仕様書

この仕様書は、「令和8年度「介護の仕事」魅力発信事業」に係る業務委託に関し、必要な事項を定めるものである。

1 目的

本事業は、将来の担い手となり得る小中高生の若年層を主な対象とし、介護の仕事の魅力や必要性等を発信する取組を行い、介護の仕事に対する理解促進及びキャリア形成へのイメージを醸成し、将来的な介護分野への参入促進を図るもの

2 契約期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 高校生向け「介護の仕事」魅力発信動画制作セミナーの企画運営

高校生が、介護の仕事に関する情報や魅力などを伝える動画を自ら作り発信できるように、スマートフォンを使った動画の制作方法等に関するセミナーを開催すること。

※ 本項で指す動画は、高校生が実際に県内の介護事業所等を訪問し撮影することを想定している。

- ・ 開催日数は2日とし、令和8年9月～12月（学校の2学期期間中を想定）のいずれかの日とすること。
- ・ 高校生が動画制作に必要なスキルを獲得できるように、概ね以下の内容を盛り込むこと。

1日目	1日目と2日目の間に、	2日目
○ 動画制作の流れ ○ 動画構成と尺の考え方 ○ 撮影の基本テクニック ○ 編集の基本テクニック 等	高校生による動画制作期間（介護事業所等への訪問・取材等を含める）を設けること。	○ 制作した動画の鑑賞 ○ 講評・フィードバック ○ SNS等による発信の仕方 等

- ・ 原則として対面形式とし、盛岡市内の会場を手配すること。
- ・ セミナーへの参加者の募集・取りまとめは、県で行うこととする（人数は10～20名程度を想定）。

(2) 専用ランディングページ（LP）の制作

介護に関する魅力や取組等の情報を一元化し、わかりやすく発信するためのLPを制作すること。

- ・ 概ね以下の情報等を掲載すること。
 - 第1回「介護の魅力発信」コンテストの入賞作品（ポスター及び動画） ※
 - (1)で制作した動画、(3)で制作したYouTube 広告用動画
 - (4)のコンテストの概要（募集要項、応募方法、スケジュール等）
 - 介護への就業に係る情報
 - 県内で開催する介護関係のイベント情報
 - 県ホームページで掲載中のコンテンツ
- ※ データについては県から提供すること。その他、掲載に必要なデータ等があれば県に相談のこと。
- ・ スマートフォンによる閲覧を前提としたレスポンシブデザインとすること。
- ・ 写真やイラスト等を効果的に使用し、興味を持ってもらえるようなデザインとすること。
- ・ 制作に当たっては、別途県が依頼する高校生からの意見やアイデアを可能な限り取り入れること。
- ・ LPの構築・維持管理に必要なサーバー等のハードウェア、ソフトウェア等については、全て受託者において保守・管理すること。
- ・ CMS対応（更新可能な構成）とし、必要に応じて随時修正・更新できるようにすること。

(3) YouTube 広告用動画の制作及び配信

(2)で制作したLPを開設したことを広く周知するため、YouTubeでの広告用としての動画を制作すること。

- ・ 動画尺は15～30秒程度とすること。また、動画中にLPの閲覧につなげられるような工夫を設けること（LPのリンクやQRコードを提示する等）。
- ・ YouTubeでの配信期間は、LP開設後の概ね2週間とする。配信後はLPに掲載し、引き続き視聴可能な状態とすること。
- ・ 制作に当たっては、別途県が依頼する高校生からの意見やアイデアを可能な限り取り入れること。その他、詳細な内容等については、県と協議のこと。

(4) 「介護の仕事」テーマコンテストの企画運営

下記により運営等を行うこと。なお、入賞作品については、次年度以降の事業に活用することを検討しているもの。

- ・ 事務局運営
実施要領の検討や周知募集、作品の取りまとめ、入賞者との連絡調整等を行うための事務局を設置し、その運営を行うこと。
- ・ 審査
概ね5名程度の審査員を選定（県と協議のこと）の上、審査会を開催し、作品の審査を行うこと（審査員への謝金の支払を含む）。
- ・ 表彰
入賞者への表彰状及び副賞を手配すること。なお副賞は以下のとおり。

副賞品	図書カード
枚数及び単価	【ポスター部門】 最優秀賞：10,000円（小学生・中学生・高校生の3部門） 優 秀 賞：5,000円（小学生・中学生・高校生の3部門） 入 賞：2,000円（小学生・中学生・高校生の3部門）×2作品
	【動画部門】 最優秀賞：10,000円（高校生のみ） 優 秀 賞：5,000円（高校生のみ） 入 賞：2,000円（高校生のみ）×2作品

- ・ 周知
コンテスト周知のためのチラシ（A4）を企画（デザイン）し、データにより納品すること。

4 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、使用等により発生する費用を含め、制作及び納品に係る一切の費用はすべて本契約費用に含むこと。
- (2) 成果品に関するすべての著作権及びその他の一切の権利は発注者に帰属し、成果品の二次利用に関して、県に何ら制限がないこととすること。
- (3) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。
- (4) 受託者は、個人情報の取扱いを伴う事務等を実施する際は、次のア～キに留意すること。
 - ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
 - イ 当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者等」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

- ウ 利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
 - エ 引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
 - オ 個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者等が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
 - カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
 - キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。
- (5) 本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策を十分に講じること。
- (6) 本仕様書に定めるほか、業務の実施に関する必要事項及び事業内容の変更等については、その都度、県と協議すること。